

正	誤
<p>第 1 編 共通編</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用～1-1-7 低入札価格調査対象工事の措置</p> <p>1-1-8 工事実績情報サービス（CORINS）への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において、工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）が実施している工事実績情報サービス（以下、「CORINS」という。）の利用に関する規約に基づき、<u>受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたいうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p><u>登録対象は、工事請負代金額が 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</u></p> <p><u>なお、変更登録時は、工期・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u></p> <p><u>ただし、工事請負代金が 2,500 万円を超えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</u></p> <p>1-1-9 監督職員～1-1-26 監督職員による検査及び立会等</p> <p>1-1-27 数量の算出及び出来形図</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 出来形数量の提出</p> <p>受注者は、出来形測量の結果を基に、<u>土地改良工事数量算出要領（案）</u>及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>以下略</p>	<p>第 1 編 共通編</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用～1-1-7 低入札価格調査対象工事の措置</p> <p>1-1-8 工事実績情報サービス（CORINS）への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において、工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）が実施している工事 実績情報サービス（以下、「CORINS」という。）の利用に関する規約に基づき、<u>工事実績情報をコリンズに登録しなければならない。</u></p> <p><u>なお、請負代金額が 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ、2,500 万円以上の場合、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報を登録するものとする。受注者はコリンズに登録する工事実績情報について、事前に監督職員の確認を受けてから手続きを行うとともに、登録時に JACIC が発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</u></p> <p><u>（1）受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き 10 日以内とする。</u></p> <p><u>（2）登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き 10 日以内に登録する。なお、登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、請負代金額 2,500 万円を超えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。</u></p> <p><u>（3）完成時の登録は、工事完成届を提出後 10 日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</u></p> <p>1-1-9 監督職員～1-1-26 監督職員による検査及び立会等</p> <p>1-1-27 数量の算出及び出来形図</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 出来形数量の提出</p> <p>受注者は、出来形測量の結果を基に、<u>「工事設計図書等作成要領（平成 14 年 9 月 6 日付け農企第 1309 号）」</u>及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>以下略</p>